

## 令和7年度牛せき柱適正管理等推進事業に係るQ & A

問1 牛せき柱適正管理促進費の趣旨を教えてほしい。

(答)

- 1 平成18年度から20年度まで研修促進費として、「牛せき柱の適正な管理に必要な知識を修得するための研修」の実施に促進費を交付してきましたが、21年度から、これまでの研修の成果を実践で示してもらうため、食肉事業者が牛せき柱の適正管理の確認や作業者に対する指導、監督等を行う責任者を設置し、牛せき柱を適切に管理している場合に牛せき柱適正管理促進費の交付対象となります。
- 2 交付対象要件は、令和6年度に実施した畜産副産物適正処分等推進事業（牛せき柱適正管理等推進事業）実施要領第3の3の（1）のアの（ウ）に係る牛せき柱適正管理促進費の交付対象者が該当し、これに該当しない食肉事業者は、事業実施主体である（一社）日本畜産副産物協会が規定する研修要領に従って研修を実施することが要件となります。

問2 牛せき柱チェックリストは促進費交付申請の際には、申請期間すべての分を添付するのか。また、すべてのチェックリストに事業対象者や代表者氏名等が必要か。

(答)

- 1 チェックリストは、牛せき柱適正管理促進費の実績ですので、申請期間のすべての期間の分を提出していただきます。  
また、そのチェックリストのすべてに、確認責任者及び代理者の氏名や事業対象者、代表者氏名等が必要です。
- 2 これは、それぞれのチェックリストの真正性を事業者に担保していただき、適正に管理していることの記録保持のためです。  
従って、必要事項を記載し、代表者の印のついたものを、上期の申請の際には上期の期間分、下期の申請の際には下期の期間分のチェックリストを促進費の申請書に添付してください。

問3 適正管理促進費で、チェックリストに実施漏れや記載漏れがあった場合はどうなるのか。

(答)

- 1 このチェックリストは、適正管理を実践するための必須項目であり、これと作業を行った日に確認責任者が作業内容の実践状況をチェックして、牛枝肉の適正管理を担保するものです。
- 2 従って、このチェックがしていない事項があれば、適正管理が行われていないと認識され、適正管理促進費の交付が出来ない場合がありますので、確実な実施と確認・チェックをお願いします。

問4 畜産残さ有効利用促進費の趣旨を教えてほしい。

(答)

- 1 豚肉骨粉については、平成13年11月1日から肥料利用が解禁され、また平成17年4月1日からは飼料利用が解禁されたところですが、需要に見合う供給量が確保されておらず、引き続き製造量の拡大が望まれている状況にあります。今後一層豚残さの有効利用の促進を図る上でも、現在遅れている食肉事業者段階での牛豚分別を推進し、食肉事業者が、豚分別供給契約に基づき飼肥料を製造する者（化製業者）に供給する豚残さの確保が重要な課題となっています。
- 2 畜産残さ有効利用促進費は、豚枝肉を恒常的に取り扱う牛せき柱適正管理促進費の交付を受けた食肉事業者が、豚分別供給契約を締結した上で、豚残さ中に牛たん白質確認検査を実施した場合に、豚分別事業者として交付の対象となります。
- 3 また、ワークシェア等により牛以外の畜種を処理しないと誓約した食肉事業者にあっては、牛専門事業者として交付の対象となりますが、牛専門事業者としての誓約日以降1年間は豚枝肉の処理ができません。

問5 ワークシェア等により豚専門の食肉事業者になった場合は、畜産残さ有効利用促進費交付の対象となるのか。

(答)

畜産残さ有効利用促進費の交付を受けるためには、牛せき柱適正管理促進費の交付を受けていることが必要です。したがって、牛枝肉の処理を行わない豚専門の食肉事業者は交付対象となることはできません。

当促進費は、枝肉確認票の枚数に応じて交付金が交付されます。このため、当事業の場合、牛せき柱の脱骨処理を行っていないと交付対象外となります。

問6 ワークシェアとはどういうものか。

(答)

牛・豚両方扱っている2以上の食肉事業者が協力して取扱品目を融通し合い、牛豚の分別処理を行う場合を指しています。

問7 従来から牛のみ扱っている食肉事業者の場合は対象となるのか。

(答)

その場合も牛専門事業者と位置づけられ、交付対象となります。

問8 畜産残さ有効利用促進費（牛専門）で、誓約日以降1年間牛以外の畜種の処理をしないとは、3月30日に誓約したら1日分しか促進費は交付されないのか。

(答)

- 1 ワークシェアとは、牛以外の畜産残さを有効利用するために、牛とそれ以外の畜種を確実に分別するために、牛以外の畜種の処理をしないものとしています。
- 2 期間については、日替わりや月替わりでは、コンタミの問題等を払拭することが簡単ではないため1年間としています。
- 3 従って、年度末の3月30日の誓約でも、誓約日以降1年間が適用され、2日分の促進費しか交付されません。
- 4 既に牛専門になっていれば、事業の期首に今後1年間牛以外の畜種を扱わないと約束していただければ、促進費の交付対象になれます。

5 なお、この誓約書に反して牛以外の畜種を処理した場合は、この促進費を全額返還していただきます。

問9 豚は処理していないが、牛以外に羊と一緒に処理している事業者は対象外か。

(答)

牛に加え羊や山羊など反すう動物を恒常に処理している食肉事業者にあっては、牛専門の対象とはなりません。

なお、反すう動物とは、羊、山羊、鹿などです。

問10 畜産残さ有効利用促進費（豚分別）で、牛たん白質確認検査の実施方法を具体的に教えてほしい。

(答)

1 この検査は、牛豚両方を処理しており、かつ化製業者と豚分別供給契約を締結している食肉事業者が、豚肉残さを自らサンプリングし、利害関係のない第三者の民間検査機関等に委託して実施します。

2 同ケース（豚分別事業者）の畜産残さ有効利用促進費は、畜産残さ有効利用促進費交付申請書に添付された牛たん白質確認検査の検査結果の写しにより、牛たん白質確認検査が行われていることを確認し交付します。

なお、検査結果は陰性であることが必要です。

(注) 牛たん白質確認検査は、令和7年5月1日から9月30日までの間に、1回以上、10月1日から翌年3月31日までの間に1回以上行います。（この期間内に検査が実施されたことについては、検査機関が検査結果を証する書面を発行した日付（サンプル送付から最大で3週間程度かかる場合もあります。）で確認します。ただし、9月30日（または3月31日）までに、検査が終了しない場合は、検査機関に検査を依頼した日付が分かる書類（宅配便の控え等）で確認します。）

なお、上期分の枝肉確認票の交付を受けようとする食肉事業者は、9月30

までの間に検査を実施しておく必要があります。

問 1 1 豚分別供給契約を締結しているが、9月30日までに検査を実施しなかつた場合、上期（5月1日から9月30日）の畜産残さ有効利用促進費は交付されるのか。

(答)

- 1 9月30日までに処理した枝肉については、9月30日までに1回以上検査を実施しなければ、上期の畜産残さ有効利用促進費の交付対象とはなりません。
- 2 同様に、10月1日以降に処理をした枝肉については、10月1日から翌3月31日の間に1回以上検査を実施しなければ、下期の交付対象となりません。  
なお、例えば、9月30日にサンプリングし、10月7日に検査結果出た場合は対象となりますが、極力、期間内に検査結果が出るようにしてください。

問 1 2 畜産残さ有効利用促進費（豚分別）で、豚分別供給契約を締結した日以前に購入した牛枝肉を、締結日以降にせき柱を脱骨した場合は、促進費の対象になるのか。

(答)

- 1 この促進費は、牛と豚を扱っている牛せき柱適正管理促進費の交付対象者の豚残さの有効利用を促進するもので、飼肥料用豚肉骨粉の製造認可を受けた化製業者に、豚以外を含まない畜産残さを供給するため、豚分別供給契約の締結日以降に処理されたものに対して交付されます。
- 2 従って、令和7年5月1日以降にと畜され、牛枝肉確認票の交付を受けた牛枝肉について、豚分別供給契約締結日以降に牛せき柱の脱骨作業を行ったものは、促進費交付の対象になります。

問 1 3 畜産残さ有効利用促進費（豚分別）の交付申請はどこに提出するのか。

(答)

牛たん白質確認検査を実施した豚分別事業者の場合は、従来どおり交付申請書を

直接、（一社）日本畜産副産物協会へ提出してください。

牛専門事業者については、牛せき柱適正管理促進費の交付申請と同様に交付事務委託団体の方へ提出してください。ご不明な場合は、それぞれの交付申請先にお問い合わせください。

問14 牛たん白質確認検査について、サンプリング等の具体的な方法を示してほしい。

(答)

サンプルの採取方法、送付方法等の詳細については、検査を委託する検査機関で取扱い方法が異なることから、直接検査機関にお問い合わせ下さい。

問15 牛たん白質確認検査について、豚残さの納品先である化製場が行う豚肉骨粉の牛たん白検査で代替することはできないのか。

(答)

この事業は、食肉事業者が化製業者に供給する豚肉骨粉原料段階のものを自ら第三者の検査機関に依頼して行う検査を実施した場合に、畜産残さ有効利用促進費を交付するものであり、化製場が行う検査で代替することはできません。

問16 牛たん白質確認検査に係る費用について、補助はあるのか。

(答)

牛枝肉1頭当たり300円の畜産残さ有効利用促進費から充当してください。

問17 令和6年度に牛のみを取り扱っていた食肉事業者が、7年度に豚を処理する場合、畜産残さ有効利用促進費（豚分別）交付対象者になれるのか。

(答)

- 1 7年度に入って、豚肉の処理業務を開始した場合であっても、豚分別供給契約を締結することによって事業対象者となることは可能です。
- 2 なお、その場合は、一定期間の原料供給管理票の写しを提出していただき、その業務が恒常的なものであることを証していただきます。

問18 令和6年度に畜産残さ有効利用促進費（豚分別）の交付を受けた者は、7年度においても当該促進費の交付を受けることはできるのか。

(答)

6年度の交付の有無に関係なく、7年度において、事業の要件を満たしていれば、交付を受けることができます。

問19 枝肉確認票の買受人記入欄の買受人とは誰か。また、どの様な場合にこの欄を記入するのか。

(答)

- 1 枝肉確認票は、と畜場等発行委託団体から、牛枝肉の引き渡しを受けた食肉事業者に交付されますが、この買受人記入欄は食肉市場において上場された牛枝肉の引き渡しを受けた者について、食肉市場から誰が買ったかを明示するために記入するところです。
- 2 従って、食肉市場において上場された牛枝肉を購買して引き渡しを受けた事業者の方は、この欄が記載されていることを確認してください。  
(食肉市場以外での生体取引及び市場で枝肉が上場（せり市等）されなかった場合はこの欄の記載はありません。)

問20 特定危険部位の見直しにより、30月齢超のせき柱は従来どおりで、30月齢以下のせき柱は食用などに利用可能となりましたが、牛せき柱事業はどういう取り扱いになるのか。

(答)

- 1 「特定危険部位の見直しに係る牛せき柱事業について」（令和7年4月 一般社

団法人日本畜産副産物協会)（以下「事務連絡」という。）に記載されていますが、確認のため主な事項を以下に示します。

- 2 30月齢以下のせき柱は、食用と飼料用油脂原料、肥料用肉骨粉等原料として利用できますが、いずれの場合も30月齢以下と30月齢超のせき柱の分別管理が必要です。分別管理の方法などについては、食用は厚生労働省に通知、飼料用油脂は農林水産省の通知、肥料用肉骨粉等は肥料取締法の普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示が示されていますので、これに従って分別管理を行ってください。
- 3 30月齢超と以下のせき柱を分別せず、従来どおり処分するときは、促進費の交付申請の対象になります。
- 4 30月齢以下のせき柱を販売した場合は、本事業の対象外となります。対象外となった枝肉確認票は焼却などにより適切に処分してください。
- 5 30月齢以下のせき柱を販売する食肉事業者は、事務連絡に示しました様式1「令和7年度 上期（下期）せき柱分別報告書」を促進費交付申請のときに、交付事務委託団体に提出してください。
- 6 交付事務委託団体は、食肉事業者から提出があった上記の報告書は、上期と下期の委託費請求書等を送付するときに、同封してお送りください。